

金シャチ横丁第二期整備博物館ゾーン整備基本構想検討懇談会傍聴要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、金シャチ横丁第二期整備博物館ゾーン整備基本構想検討懇談会（以下「懇談会」という。）開催要綱第 5 条に基づき、会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の区分及び定員)

第 2 条 傍聴席は、これを一般席及び記者席に分ける。

2 前項の一般席の定員は、10 名とする。

3 前項の規定に関わらず、名古屋城総合事務所長は会議場の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第 3 条 一般席における傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

2 前項において、前条第 2 項に定める定員を超える傍聴の申出があったときは、申出のあった順に傍聴者を決定するものとする。

3 一般席における傍聴者には、一般傍聴証を交付する。

4 記者には、記者傍聴証を交付する。

(傍聴証の着用)

第 4 条 傍聴者は、会議場に入る際に傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

(傍聴証の返却)

第 5 条 傍聴者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返却しなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第 6 条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 7 条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。

(4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第 8 条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、名古屋城総合事務所長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第 9 条 傍聴者は、懇談会が傍聴を認めない議題に関する意見聴取等を行おうとするときは、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第 10 条 傍聴者は名古屋城総合事務所長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第 11 条 傍聴者がこの要綱の規定に違反したときは、名古屋城総合事務所長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第 12 条 名古屋城総合事務所長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要綱の周知を図らなければならない。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、名古屋城総合事務所長が決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 17 日から施行する。